

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：32636

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380373

研究課題名(和文) 韓国の有期雇用者にかかる規制強化が企業行動に与える影響分析

研究課題名(英文) Analysis of the impact of strengthening regulations on Korean temporary employees on corporate behavior

研究代表者

高安 雄一 (Takayasu, Yuichi)

大東文化大学・経済学部・教授

研究者番号：20463820

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：非正規職保護法の雇用期間制限により、韓国の企業行動がどのように変化したのかにつき、「韓国事業体パネル調査」のパネルデータなどを使い分析した。その結果、有期契約労働者を使用している企業のうち、有期契約労働者を無期雇用に転換している企業はほとんどないこともわかった。これは使用期間の上限である2年が経過する前に有期契約労働者を入れ替えていることを意味する。

非正規職保護法には、有期契約労働者の無期契約への転換することを企業に促す効果が期待されたが、実際の企業行動を分析した結果、効果は小さいことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)： We analyzed the ways in which firms changed their employment behavior due to the setting of the upper limit for the term of a fixed-term employee by the establishment of the Non-Regular Employment Protection Law using the panel data of "Workplace Panel Survey." As a result, it became clear that there were a few companies using fixed-term employee data converted into regular worker data. This means that fixed-term employees were replaced before two years, which is the upper limit of using fixed-term employees.

The Non-Regular Employment Protection Law was expected to encourage companies to convert term contract workers into regular workers; however, as a result of analyzing the actual corporate behavior, the effect of the law was not marked.

研究分野：韓国経済

キーワード：韓国経済 非正規職保護法 使用期間の上限 有期契約労働者 無期契約労働者

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 韓国政府は、2007年7月に「期間制及び短時間雇用者保護等に関する法律」(以下「非正規職保護法」とする)を施行し、2年を超えて雇用する有期雇用者を無期雇用に転換させることを義務づけた。その結果、2009年7月以降、企業は2年間勤務した有期雇用者を無期雇用者に転換するか、そのまま契約満了とするかいずれかを選択することが必要となった。非正規職保護法が施行されれば、2年以上継続雇用された有期契約労働者が無期契約に転換したと見なされることから、企業が有期契約労働者を無期契約に転換することが期待された。一方で、立法の意図に反して有期契約労働者へ不利益が生じる可能性も指摘された。例えば、これまで有期労働契約で2年を超えて働くことができた者が、2年未満で雇い止めされる、あるいは有期契約労働者が請負など間接雇用に代替されるといった可能性である。

(2) 先行研究では、非正規職保護法によって、有期契約労働者の無期契約への転換が促されたと結論づけるもの、非正規職保護法の効果は総じて否定的なものであったと主張するものがあったが、いずれの研究も、「経済活動人口雇用形態別付加調査」や「韓国労働パネル調査」といった個人を対象とした調査のデータを使った分析であった。一方で、企業あるいは事業所を対象とした調査のデータを使った分析は十分に蓄積しているとはいえなかった。これは、非正規職保護法施行前の時期から非正規雇用労働者に関するデータが整備された調査がないことが主な理由である。そのようななか、企業や事業所といった使用者側が、有期契約労働者を無期契約に転換しているのか否か、転換している場合でもどの程度を転換しているのかなどの情報を得るためには、使用者側に対する調査のデータを見る必要がある。その観点から、企業や事業所といった使用者を対象とした

調査のデータを使った分析が求められていた。

## 2. 研究の目的

(1) 韓国では、2007年7月に施行された非正規職保護法により、雇用期間が2年を超える有期契約労働者の無期契約への転換が義務づけられた。本研究の目的は、韓国における有期契約労働者の無期契約への転換義務が企業行動に与えた影響について、主に企業や事業所を対象とした調査のマイクロデータを使って明らかにすることである。

(2) なお雇用期間が2年を超える有期契約労働者の無期雇用への転換義務が企業行動に与えた影響は産業別に異なる。これは産業別に企業行動が大きく異なることに起因する。よって、非正規職保護法の施行前後における雇用形態の構造変化を産業別に捉えるとともに、これが労働条件に与えた影響も明らかにすることも本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

(1) 「韓国事業体パネル調査」における、2007年、2009年、2011年、2013年のパネルデータを詳細に分析することで、2年を超える有期契約労働者の無期契約への転換義務が企業行動に与えた影響について明らかにする。また調査結果の妥当性を検証するために、「韓国事業体パネル調査」を行っている韓国労働研究院や事業者団体などにヒアリング調査を行う。

(2) 「経済活動人口雇用形態別付加調査」の2004年と2016年のマイクロデータを利用して、非正規職保護法の施行前後における雇用形態の変化を産業別に分析する。

## 4. 研究成果

(1) 「韓国事業所パネル調査」のパネルデータを分析した結果、概ね3分の2の事業所では有期契約労働者がいなかったため、そもそも無期契約への転換などの行動とは無縁であったことがわかった。そして、有期契約

労働者がいた事業所でも無期契約への転換を行った事業所は少数であった。つまり、有期契約労働者がいる事業所は少ないとともに、有期契約労働者がいた事業所でもこれを無期雇用に転換した事業所は少数にとどまっていることが明らかになった。ただし、無期契約への転換を行った事業所については有期契約労働者の転換率が高く、広範囲を対象に転換を行ったこともわかった。さらに、有期契約労働者を間接雇用へ代替した事業所は、有期契約に転換した事業所と比較しても少なく、ほとんどの事業所で代替は行われていないことが明らかになった。

(2) 同じデータを利用して、有期契約労働者の無期契約への転換について、規模別および産業別にその行動を検討した。規模別には、規模が大きいほど有期契約労働者がいなかった事業所の比率が小さいといった傾向が確認できた。一方、有期契約労働者がいた事業所については、規模と無期雇用に転換した事業所の比率に明確な関係は見られなかった。産業別には、製造業や流通サービス業において有期契約労働者がいない事業所の比率が高く、社会サービス業などで比率が小さかった。有期契約労働者がいた事業所については、個人サービス業の比率が比較的高かったが、その他の産業は概ね20～30%の間にとどまるなど、産業間の差も大きくなかった。以上を勘案すれば、有期契約労働者がいた事業所については、規模別および産業別で無期契約への転換率に大きな差がないことがわかった。

(3) さらに同じデータを利用して、有期契約労働者の無期契約への転換に関する一連の行動も分析した。2009年に行われた3次調査から2013年に行われた5次調査までの3回の調査で、1回も有期契約労働者を無期契約に転換したことがないとした事業所が6

割近くを占め、1回の調査で転換したと回答した事業所が35%程度であった。一方、2回あるいは3回と複数の調査で有期契約労働者を無期契約に転換したと回答した事業所はごく少数にとどまった。すなわち、有期契約労働者がいた事業所においては、無期契約への転換を行ったところは多くなく、転換したところでも継続的な行動ではなかったことがわかった。

(4) 「韓国事業所パネル調査」のパネルデータ分析から明らかになったことは、非正規職保護法の制定以降、事業所で有期契約労働者を使った事業所は少なく、使っていても無期契約に転換した事業所は少数にとどまっていることである。さらに、継続して有期契約労働者を無期契約に転換している事業所はほとんどなく、有期契約労働者を使い続けている事業所については、使用期間の上限である2年が経過する前に新しい有期契約労働者と代替していることが推測される。一方で、有期契約労働者の使用を止めた事業所については、無期転換を行わず徐々に減らしていった場合と、一時期にすべての有期契約労働者を無期契約に転換して以降有期契約労働者を雇わなかった場合があった。非正規職保護法は、すべての有期契約労働者を無期契約に転換し以降は有期契約労働者を雇わない、あるいは有期契約労働者を継続的に無期契約に転換するといった行動を事業所に期待していたといえるが、これら事業所は少数である。すなわち、「韓国事業所パネル調査」のパネルデータにより非正規職保護法の制定後の事業所行動を分析した結果、法の効果が十分に顕れているとは判断できなかった。

(5) 次に「韓国事業所パネル調査」のマイクロデータを使い、非正規職保護法の施行前後における雇用形態の構造変化を産業別に捉えるとともに、これが労働条件に与えた影

響を明らかにした。その結果、すべての産業で有期契約労働者の賃金労働者に占める割合が低下するなど共通した動きも見られたが、一様ではない動きも確認できた。そこで産業を、雇用が正規化し、有期契約から他の非正規の雇用形態へのシフトも起こっていない産業、雇用が正規化した一方で、有期契約から他の非正規の雇用形態へのシフトが起こっている産業、雇用は正規化しておらず、有期契約から他の非正規の雇用形態へのシフトが起こっている産業に分けて考察を加えた。

(6) 第一に雇用が正規化し、有期契約から他の非正規の雇用形態へのシフトも起こっていない産業であり、これには製造業が該当する。製造業は、事業所規模別と職業別いずれで見ても、有期契約労働者から正規雇用労働者への移動を伴いながら正規化が進んでおり、非正規の他の雇用形態へのシフトは起こっていない。第二に雇用が正規化した一方で、有期契約から他の非正規の雇用形態へのシフトが起こっている産業である。これには建設業、流通サービス業、事業サービス業が該当する。建設業については、事業所規模別、職業別いずれで見ても、有期契約労働者から正規雇用労働者への移動を伴いながら雇用の正規化が進んでいるが、小規模の事業所、技能従事者や単純労務従事者といった職業を中心に、有期契約労働者が日雇い労働者にもシフトしている。流通サービス業については、事業所規模別、職業別いずれで見ても、雇用の正規化が進んでいる。非正規の雇用形態では、有期契約が縮小する一方、パートは総じて拡大しており、これが産業全体の動きになっている。また、事業サービス業については、事業所規模別では規模が大きな事業所、職業では専門従事者と事務従事者で、有期契約から正規雇用へシフトする形で雇用が正規化した。一方、規模が小さな事業所、単純

労務従事者については雇用が正規化せず、請負が大幅に増えることとなった。そして産業全体では、正規化が進むなか非正規の雇用形態では有期契約より請負の比率が高まる結果となった。第三に雇用は正規化しておらず、有期契約から他の非正規の雇用形態へのシフトが起こっている産業であり、これには、個人サービス業と社会サービス業が該当する。個人サービス業については、事業所規模別、職業別いずれで見ても、雇用が正規化する動きは見られず、非正規比率が高まった。そして非正規の雇用形態では、小規模事業所とサービス従事者の動きを中心にパート労働者として就業する者が増えており、これが産業全体の動きとなっている。社会サービス業については、事業所規模別では規模が小さな事業所、職業では専門従事者を中心に非正規化が進み、非正規では主な雇用形態が有期契約からパートへ移った。

(7) さらに同じデータを利用して、正規労働者、非正規労働者の雇用形態別の労働条件を比較して、雇用形態の構造変化が各産業の労働条件に与えた影響を明らかにした。この結果、製造業のように労働条件が改善した産業がある一方、建設業と流通サービス業のように労働条件に二極化が生じた産業、さらに、個人サービス業と社会サービス業のように労働条件が悪化した産業があることが明らかになった。

(8) 「韓国事業所パネル調査」のマイクロデータを使い、非正規職保護法の施行前後における雇用形態の構造変化を検討した結果、総じて見れば有期契約労働者が減少した一方で、正規労働者が増加するといった構造変化が見られた。ただし他の非正規の雇用形態が増加した産業も少なくなかった。これら構造変化は必ずしも非正規職保護法の効果だけで生じたわけではないが、結果としては、

労働条件が望ましくない方向に向かった産業も少なくないという結果が得られた。

イ・カプス (LEE Kap-soo)

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

高安雄一、韓国における有期契約労働者の無期契約への転換に関する考察 - 非正規職保護法施行後の事業所行動を中心に、韓国経済研究、査読無、14号、2017、13-26

高安雄一、韓国における産業別の雇用形態の構造変化と労働条件の変化に関する考察 - 非正規職保護法の施行前後の比較 - 、大東文化大学経済学会 経済論集、査読無、107号、2017、53-78

高安雄一、非正規職保護法の対象外である脆弱労働者に関する考察、大東文化大学経済研究所 経済研究、査読無、30号、2017、33-44

高安雄一、経済活動人口雇用形態別付加調査から見た非正規職保護法の効果 - 法律上の雇用保護の観点による再集計による評価 - 、大東文化大学経済学会 経済論集、査読無、104号、2015、61-84

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

高安 雄一 (TAKAYASU Yuichi)  
大東文化大学・経済学部・教授  
研究者番号：20463820

### (2)研究協力者

ユ・ギョンジュン (Yoo Gyeongjoon)  
アン・ジュヨプ (AHN Joyup)